

報告第13号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月29日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第4号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年8月26日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	平成31年4月22日 午後2時30分頃
事故発生場所	西脇市高田井町 三和橋
相手方	市外男性
原因・状況等	公用車で三和橋上を東進中、三和橋東詰交差点で右折待ちをしていた車両の後方で停止した相手方車両の後部に追突し、相手方車両が破損するとともに、相手方運転手が負傷した。
和解内容及び損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料等 69,690円を賠償する。 その余の請求権の放棄